

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく 新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について (4月7日設置)

令和2年4月8日

京丹後市新型コロナウイルス感染症対策本部

国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発令されたため、市は、改めて市長を本部長とする「京丹後市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置しました。

市では、1月31日に京丹後市健康危機管理対策本部要綱に基づく対策本部を設置し、感染防止対策、地域経済支援に取り組んでまいりました。今後も、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方法」等に沿って、引き続き、感染症対策として適切な対応を迅速に講じてまいります。

市民の皆さまには、おひとりお一人が「感染しない」「感染させない」意識を高く持ち、引き続き冷静な行動と、咳エチケットや手洗いの励行、3つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の重なりを避けるなど基本的な予防対策を徹底していただきますとともに、緊急事態宣言が出されている7府県や感染が拡大している地域への不要不急の外出を控えていただきますようお願いします。

京丹後市新型コロナウイルス感染症対策本部

- 1 設置日 令和2年4月7日（火）
- 2 体制
本部長 市長
副本部長 副市長
教育長
本部員 各部長他
- 3 本部会議 必要時開催します

【問い合わせ先】

京丹後市新型コロナウイルス感染症対策本部
(健康長寿福祉部 健康推進課) 電話 0772-69-0350